２　株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、前項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（連結自己資本の額に加える調整）

**第五条**　規則第二十九条第四項に規定する法第二十三条第一項第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額（以下この条において「調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次項において同じ。）及び連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。

務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、単体Ｔｉｅｒ２資本の額は、単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。

３　商工組合中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（連結自己資本の額に加える調整）

**第五条**　海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額（自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

２　商工組合中央金庫の子会社等（法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。）に商工組合中央金庫の関連法人等（株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下「令」という。）第七条第三項に規定する関連法人等をいう。第十条において同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額とする。

（削る）

３　（略）

２　法第二十六条第二項の場合において、同項に規定する子会社等に商工組合中央金庫の関連法人等（株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下「令」という。）第七条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

３　前二項の連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Ｔｉｅｒ２資本の額は、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。

４　前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額の算定について準用する。

５　（略）